

大渡ダム建設

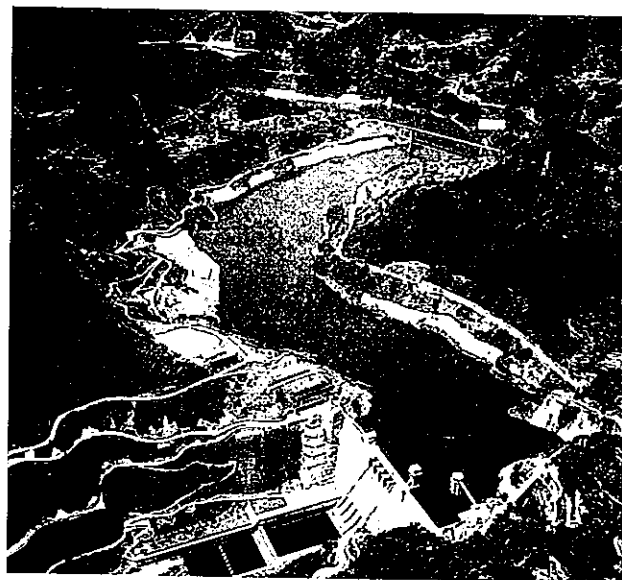
大渡ダム

昭和四二（一九六七）年一〇月の大渡ダム建設工事調査事務所開設以来一九年、世界一長いダムとうわさされた大渡ダムは六一年一月二七日に完成した。その功罪は別として、その経過と概要を載せておく。

建設と経過の概要

仁淀川は四国山地の主峰石鎚山にその源を発し、面河、御三戸などの溪谷美を造って、愛媛県から高知県へと、重畳たる山岳地帯を縫って流れ、高東、吾南の平地を潤して太平洋に注いでいる。流程一二三・四キロ、その流域面積は一、五八五平方キロで、高東、吾南の平原は特に農耕地帯として、園芸農業の盛んなところである。

仁淀川流域は台風常襲地帯であるとともに、温暖多雨地帯で、中流部の年間総雨量は三、五〇〇ミリを超え、流況の不安定のため豊渇の差が著しく、流域の安定と発展を期するため、ダムの必要性によって、その実現を見



大渡ダム全景

るに至った。

昭和三十五年四月一九日付の高知新聞紙上で、仁淀川に多目的ダムが、三六年度から実施されると、ダム建設計画が発表された。三六年度から四〇年度の五カ年間に約二二〇〇万円で予備調査を実施してきた。四一年一月に仁淀川が一級河川に指定されてから大渡ダム建設が本格化し、四月には佐川町に建設省四国地方建設局大渡ダム調査事務所が設置されたのである。

ダム建設に伴い、村当局、村議会においては、ダム建設の実態調査と村づくりのため三九年一〇月二二日に愛媛県上浮穴郡面河村の面河ダム、四一年一月九日・一〇日に静岡県安倍郡井川村の井川ダム（五郎ダム）、四二年三月二日と四三年二月二日・一三日に早明浦ダムの先進地をそれぞれ視察し、ダム建設に備えての研究を行った。

四二年三月七日から水没関係地域五カ所で、立ち入調査説明会を開催し、ダム建設は確定的となったのである。当時、建設中の早明浦ダム（吉野川）は日本で四番目と

いわれ、大渡ダムはこれに匹敵し、県内では魚梁瀬（奈半利川）とともに三番目の大型多目的ダムである。ダムの位置は吾川村大渡から一キロ上流の国道33号の大渡トンネル付近で、右岸は高瀬和田通称横走り、左岸は吾川村横溜で、構造は堤高一〇〇メートル、堤長三〇〇メートル、重力式コンクリートダムで、湛水面積二、〇〇一平方メートル、総貯水量は六六、〇〇〇立方メートル、総事業費は約一五〇億円。

建設の目的

大渡ダム建設の目的は、第一に洪水の調節、第二に河川の正常な機能維持、第三は都市用水の供給、第四に電源開発の四つ。大渡ダム工事事務所発行の「仁淀川大渡ダム計画のあらまし」によると、その目的と計画の概要は次のとおりである。

一、洪水調節

大渡ダム地点で最大流入量六〇〇〇トンのうち、二二〇〇トンを貯水池に貯溜し、ダム放水量三八〇〇トン以

下の流量とする。これによって下流の伊野地点での最大流量を一一、五〇〇トンから一一、〇〇〇トン以下の流量に低減させる。

二、河川の正常な機能維持

主要地点における流水の正常な機能を維持させるため、既得水利である鎌井田用水六・八トン、吾南用水六・五トンに対して湧水補給を行なうとともに、河川維持などに必要な流量として一〇・三トンの確保を図る。このため必要なダム容量は一〇〇万トンである。

三、都市用水の供給

高知市周辺に対して日量一二万トン、毎秒の流量一・四トンの都市用水の供給を行う。このために必要なダム容量は三〇〇万トンである。

四、電源開発

大渡ダムの貯水池と落差を利用して、洪水調節および他の利用に支障を与えない範囲で発電を計画する。洪水期（七月一日～一〇月一日）は一、三〇〇万トン、非洪水期は三、四〇〇万トンの容量が利用の対象となる。

発電所は最大使用水量四五トン、最大出力三三、〇〇〇キロワットである。

水没する集落は仁淀村が和田、沢渡、吾川村が船戸、秋葉口の四集落で、補償物件について、一般補償は水田三・八ヘクタール、畑二・八ヘクタール、山林七四・五ヘクタール、草生地一〇ヘクタール、宅地三〇、二五〇平方メートル、墓地二〇〇平方メートル、立竹木七四・五ヘクタール、住家九二戸、非住家五一戸。公共補償は建物で、学校一、郵便局一、診療所一、駐在所一、教員宿舎三、農協一、国道二・八キロ、村道（高瀬）八・九キロ。特殊補償は漁業権二、鉱業権のうち採掘権二、試掘権三、発電所三である。

昭和四二年四月二三日に仁淀村ダム対策本部を設置した。本部長に片岡村長、副本部長に西森助役、本部長に議会議長の田村繁光、同副議長の難波誠一、ダム対策協議会長の谷脇実、同副会長の大野英猪、ダム対策協議会の開発部会部長田村五月、同補償部会部長中越徳恵が就任。さらに議会に大渡ダム対策特別委員会を設置し、委

員長に田村繁光、副委員長に難波誠一、委員に酒井正馬、野中安市、中越義正、西森達四郎が選任された。工事務所とその付属施設敷地面積六、六三〇・五六平方メートル、その内訳は事務所敷地七筆、一、二一六・二二平方メートル、付属施設三十八筆、五、四一四・三四平方メートル、この借地料は一カ月八二、一三一円である。五月一八日に大渡ダム建設に伴う河川（予定地）使用を建設省告示、同月にバラス用の原石山の調査測量を実施し、仁淀村字渡崎が確定された。また大渡ダム工事用道路は、五味と継合・通称虎次屋敷への架橋から西谷の三所神社を迂回して、七滝からダムサイトと森ノ越の高瀬小学校跡に通ずる延長二三〇メートル、幅員六・五メートルの地形測量を実施した。六月二十九日の定例議会に「一項目に及ぶ「大渡ダム建設と仁淀村の開発構想」が提出されて、議会の同意を得た。その開発構想の要は次の通り。

開発構想

一、ダムの名称

県道、村道、林道、農道の拡張と新設をする。

五、橋梁開発

大渡沈下橋に代わる橋梁を架設し、国道に接続させて、児童の通学の安全を図るなど三項目の開発をはかる。

六、生活環境および衛生行政の開発

塵介焼却場設置および隔離病舎の移転改築など四項目の開発を図る。

七、治山治水事業

長者川河口、仁淀川合流点上部への護岸工事を施行する。

八、産業と観光の開発

1、県道田野々・越知線にバスの乗り入れを図る。
2、適当な位置に国民宿舎の誘致を図る。

九、教育関係の措置

1、各校へ水泳プールの設置を図る。
2、各地域に一般民の遊泳場の設置を図る。

一〇、防災治安対策

仁淀川ダムとする。

二、水没地域の補償と生活環境の開発整備

1、個人補償

建設省、高知県、仁淀村、大渡ダム地区委員会の責任において、それぞれの生活が再建安定され得る最高最大の補償確保を期する。

2、水没関係者の移転

関係者の意見を尊重し適地の開発により、集落造りを積極的に進める。

3、新しい集落造りと生産性の向上

経済基盤確立のため、農林業の構造改善および適切な商工対策などを積極的にを行い、生活安定方策に努力する。

三、公共補償と施設開発計画の推進

仁淀農協別枝支所、各神社仏閣などの移転改築、村林道の付け替え、延長、拡張、村有建築物の改築など二四項目の開発を図る。

四、道路開発

移転による集落づくりによる地理的防災施設を施行し、工事期間中の治安対策については関係機関と協議して万全を図る。

一一、総合的發展へ展望

ダム建設に伴う地域の飛躍的な發展を期し、将来の大局的な視野に立って、仁淀川上流地域の町村合併を推進する。

昭和四十二年七月二日に仁淀村ダム対策地区委員会を設置し、岩屋・別枝上、沢渡、桂・高瀬本村、和田・矛石、高瀬下半郷、森の六地区に区分して、二人の委員をもって組織する。七月三十一日に仁淀村立中央公民館において、大渡ダム建設に伴う立ち入り調査および測量に関する協定書調印が行われた。協定書は左の通りである。

協定書

大渡ダム建設に伴う立ち入り調査及び測量に関し、仁淀村長片岡竹治（仁淀村ダム対策地区委員会々々長味本満義（以下「甲」という）と四国地方建設局

大渡ダム調査事務所長中西秩（以下「乙」という）は高知県知事溝淵増巳立会のもとに、次のとおり協定する。

（調査対象）

第一条 調査及び測量は、仁淀村の仁淀川沿岸標高二一六メートル以下の水没区域内の土地、関連工事用地及び付帯工事用地並びに同地上一切の物件を対象とするものとする。

二、私有権を有する水没区域内の道路敷は、私有地と同様とする。

（調査に対する協力）

第二条 甲は乙の行う調査及び測量に協力し、その推進をはかるものとする。

（立入調査）

第三条 乙は良識と誠意をもって、調査及び測量を行うものとする。

（実施計画書等）

第四条 乙は甲に対し、あらかじめ「調査及び測量

実施計画書」を提出し、立ち入りの五日前にその区域、期間及び立ち入る者の氏名を通知するものとする。

（立入公告等）

第五条 甲は前条の通知をうけたときは、直ちにその関係組織に通知するとともに公告を行なうものとする。

（立会人の立会等）

第六条 乙は調査及び測量にあたっては、原則として当該土地物件の所有者及び甲の推薦する立会人の立会のもとにこれを行うものとする。

（建物等の調査）

第七条 乙は建物及び建物に付属する工作物を調査するときはあらかじめ当該所有者の承諾を得て、その立会のもとにこれを行わなければならないものとする。

（謝金及び補償金の支払）

第八条 調査及び測量に伴う立会人に対する謝金及

び障害物の伐除等に伴う補償金の支払については、乙がその責を負うものとする。

（仁淀村に対する協力）

第九条 乙は甲の要望並びに意志を十分尊重して調査にあたるとともに、村の計画する開発構想に對しては必要に応じて関係行政機関とも協議し、その実現に協力するものとする。

（ダム本体工事着手の制限）

第十条 補償基準の調印に先だち、交渉委員は各地区委員会の承認を得るものとし、ダム本体工事は補償基準の妥結調印までは着手しないものとする。

（協議）

第十一条 この協定に定めない事項または疑義を生じた事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、協定書四通を作成し、甲乙及び立会人各一通を保有する。

昭和四十二年七月三十一日

甲 高知県高岡郡仁淀村長 片岡 竹治

甲 高知県高岡郡仁淀村ダム対策

地区委員会会長 味本 満義

乙 四国地方建設局大渡ダム調査事務所

所長 中西 秩

立会人

高知県知事 溝淵 増巳

四十二年九月六日から立ち入り調査測量が開始され、用地測量は標高二一六メートル以下の土地（現在設置している赤白の標識は二一四メートル）で実施し、地目は現況で田畑、宅地、山林、池沼、原野、墓地、境内地、溜池、雑種地、学校用地に分類し、測量の方法は平板、トランシットなどで行い、一筆の土地全体を水平面積によつて算出し、地積は実測で平方メートルで表示、建物はその所在地、所有者、借家人、間借人の氏名、建物の名称、構造概要、基礎、屋根、壁について調査、動産、墳墓、立竹木類は、庭木類、用材木、竹林、収穫樹、生活実態の調査など細密に行われ、個人補償額算出の基礎

とされた。

水没地域は公共補償についても、優先的に取り扱われ、代償として村道高瀬線の付け替え、別枝大橋の架け替えなどが実施された。そのほか公共開発が全村地域に実施された。四二年一〇月一六日に上仁淀橋から字五味までの県道大渡・長者・佐川線延長一五〇メートル、幅員六・五メートルの拡張工事についての説明があり、左の確認書によって、地主関係者と工事施行の妥協を見た。

確認書

大渡ダム建設に伴う工事用道路（上仁淀橋より、仁淀村森字五味工事用道路橋間）の用地並びに地上物件（立木等）の買収価額、及び伐採補償金については、水没地域の個人補償基準妥結時において、同基準を適用し、協議決定する。

尚、工事施行により土地物件調書記載以外の土地及び立木等に損害を生じた場合は、起業者においてその責任を負うものとする。

以上確認する。

昭和四十三年五月二十九日

大渡ダム工事々務所長 中西 秩
高岡郡仁淀村長 西 森 正 進
立会人

仁淀村議会県道抜巾特別委員会委員長

田 村 広 行

右の拡張工事は同年九月から実施され、森口橋、延長七四メートル、幅員六メートルとともに、昭和四四年二月末に完成した。

四三年二月一〇日、森街の県道幅員六・五メートル拡張工事について、山手を解体移転することを再確認し、補償総額四二七二四一六八円を、家屋一八世帯と、その他の関係者に個人補償額をそれぞれ示し、了承を得て拡張を実施した。

工事事務所

四三年度事業費四億五〇〇〇万円が決まるとともに、大渡ダム調査事務所は工事事務所に昇格し、四三年五月

一日に大渡ダム工事事務所の開所式が、溝渕知事、神田精夫四国地方建設局長、西森村長、酒井議会議長ら関係者多数が出席して行なわれた。奈呂の工事事務所は木造二階建て、延べ一〇〇〇平方メートル、市ノ久保に六〇人収容のできる職員宿舍、木造二階建て延べ一四四〇平方メートルが完成した。工事事務所の幹部職員は左の通りである。

所長中西秩、副所長村橋進、庶務課長尾崎隆也、同係長北尾勲、経理係長河野昭一、用地課長岡崎巖、同一係長富永英雄、同一係長長尾海武男、工務課長朝倉一満、同一係長橋村逸郎、同一係長西谷宏志、同機電係長中沢正一、調査課長山住有巧、同係長武智進、同設計係長石破弘道。

ダム建設とともに村開発の一環として、白石川から大久保山村有林を経て堂林川上流ツツミに至る約延長二〇キロ、幅員四メートルの大幹線一級林道が総工費約四億五〇〇〇万円で四四年度に工事着手、大渡に永久橋と鍛冶屋郷に潜水橋の架橋が次々に手掛けられた。

大渡ダム建設と直接取り組んだ職員は、高知県企画部開発課長高橋章夫、同大渡ダム対策班長山崎正仁、仁淀村大渡ダム対策本部事務局局長斎藤純孝、同書記堀部豊繁である。

補償問題

昭和四四年一二月に、仁淀村・吾川村から各一五人の委員を選出し、大渡ダム補償交渉委員会を発足させた。諸案件の協議検討は、立地条件や経済条件などの優劣・利害があり、容易には一致せず、大幅に遅れ、二一カ月後の同四六年九月になって、やっと個人補償基準が妥結した。

水没関係者の集落別戸数は、沢渡が七、和田が二四、高瀬本村が二、準水没の和田の一を加え、計三四戸となった。

水没関係者の移転対策については、国県住宅供給公社に協力を求めたほか、移転先住宅の先行取得にかかわる利子補給なども行った。移転は、高知瀬戸団地に五戸、

県外に四戸、村内に八戸、隣接町村に一九戸などに分散し同四八年中に移転は完了した。

公共補償は、個人補償基準の妥結した後において取り組み、水没する和田八幡宮の移築、水没道路の付け替えなど八六項目が提出された。関係地区からの要望事項には、農林道・村道の開設、飲料水供給施設、プール、防災施設、交通安全対策などもあり、その積極的推進と完全履行が強く要求された。

工事の開始

昭和四六年一〇月にダム建設工事を発注し、本格的工事に着手、同五六年三月完成と公表された。

同四八年一月ダム転流開始、同四月基礎掘り開始、同五一年コンクリート打設、同五二年定礎式、同九月の副ダムを最後に一〇〇万立方メートルという本体コンクリートの打設工事が進行された。

の最低水位まで下げることに、減水に着手した。

一方、建設大臣にも、減水後の地盤および既施設を含め精査し、絶対安全な防災護岸対策を実施するよう陳情した。

その後三カ年余りにわたり、地滑り対策をはじめその他の防災工事、ダム湖周辺環境整備が実施された。

第二次試験湛水

以上の防災対策工事が完了したことにより、「昭和六〇年一〇月から試験湛水開始、本試験はサーチャージ水位二二四メートルの最大まで湛水、一日置いて徐々に減水、六月には洪水期制限水位一七七・五メートルまで減水する」との計画に同意した。

同六〇年一〇月二二日に水位標高一五五メートルから第二次試験湛水を開始し、同六一年四月一八日に水位二一四メートルの最高位に到達した。この間六カ月を要し、計器および目視観測を連日行なったが異常なく、翌年四月一九日から減水を始め、七月二〇日に最低水位の一七

護岸防災対策

ダム完成で湛水することにより、地盤軟弱地帯の地滑りが心配されるので、当初から護岸対策には万全を期するよう要望、特に沢渡・高瀬本村・和田は重点とするよう要求した。この要望により護岸工事はダム工事と並行して進められたが、必ずしも地元要望箇所すべてが採択実施されたわけではなかった。

昭和五六年一〇月、水位が標高一八八・五メートルまでの試験湛水を開始。同五七年四月、水位が標高二〇四メートルまでに達したとき、高瀬本村上流の戸崎で、高さ約一三〇メートル、幅約一五〇メートルの大規模な地滑りが発生した。

村は直ちに、四国建設局及びダム工事事務所に連絡するとともに、防災対策本部を設置し、村議会、地元代表と現地調査を行った。また、吾川村とも協力し、緊急事態として水位の低減と復旧工事の陳情を中央当局に強力に行った。

その結果、同五七年八月、コンジット一五四メートル

七・五メートルに至った。この三カ月間も計器および湖岸の踏査などを入念に行なったが、異常はなかった。この試験湛水については、村独自の調査も行った。

その後、六一年一〇月には、「大渡ダム操作規則」が制定されている。

ダムの竣工

大渡ダム建設の調査事務所は、昭和四二年に開設され、その後、ダム建設の公表と関係地域への説明、立ち入り調査など、極めて順調なスタートであったが、途中、個人補償協議会組織のトラブルや、吾川村との合同組織である補償交渉委員会での協議妥結に手間取ったり、一次試験湛水の際の大規模な地滑りと復旧工事などいろいろな問題が発生した。

二〇年にわたる歳月と巨額の経費を投入し、ようやく六一年一月二七日にダム建設竣工式の運びに至ったが、その道程は決して平穏な歩みではなかったのである。竣工式は県知事をはじめ、各関係機関代表者、地元関

係者ら、総数約七〇〇人が参列し盛大に挙行された。

大渡ダム建設については、仁淀村としては一時的就労の場ができることのほかは、特別なメリットは期待できないものであったが、下流地域の防災、都市用水、発電用水の確保など、重要課題と目的を持っているので、大局的視野に立つて全面的に協力したのである。

当時の仁淀村村長・西森正進氏が、ダム計画立案から完成に至る二〇余年間、一般行政に加えこのダム工事に協力された功績は大きなものである。また、村議会議員、関係機関、関係住民もよく協力したことなどを忘れてはならない。

大渡ダムが、今後いつまでもその使命を十二分に發揮し、流域住民の安全と福祉、また産業・文化の發展向上に大きな効果を挙げるよう祈念してやまない。

鳥形山石灰開発

重化学工業の發達と、經濟の高度成長によって、農山村の人口が工業都市へ流出し、過疎現象を生じているこ

とは既に述べてきた通りである。これの防止対策としては、農業構造改善事業、林業構造改善事業、山村振興事業と相まって、地場産業の振興が急務となった。開発の目玉としては、多年の宿望であった鳥形山の石灰開発より他にないのであるが、たまたま黒滝の長者鉱業所を経営していた兵庫県加古川市別府町の多木製肥所から、黒滝八三八ノ四、山林一二町歩を四一年二月二三日に、東京都千代田区丸の内二丁目二〇番地、日本鉱業株式会社が買収したことによって、鳥形山石灰開発を計画していたことが実現の端緒となったのである。日鉄では地質調査を行ってきたが、その結果、石灰の質が極めて良質で、埋蔵量も五億トンから一〇億トンといわれ、日本でこれに匹敵する石灰岩はないといわれて、前途が有望であることが判明した。そこで村においては鳥形山石灰の早期開発を促進するため、四二年八月三〇日の仁淀村臨時議会において、村有林別枝字日比原二七七一番、山林九七町一反二畝二〇歩のうち六五町歩を実測によって日鉄へ移譲することを決議したのである。民有地について